

# 水安全計画全体版推進チーム設置要綱

令和4年4月7日  
水道部長決裁

(設置の趣旨)

第1条 「埼玉県営水道水安全計画」(以下「水安全計画」という。)の運用を推進するため、水安全計画全体版推進チーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(構成)

第2条 チームは、関係各課所場の水安全計画推進委員会(以下「委員会」という。)委員及びワーキンググループメンバーから構成される。

(委員会)

第3条 委員会を次のとおり構成し運営する。

- (1) 委員会は委員長、副委員長及び委員により組織する。
- (2) 委員長は水道管理課長をもって充てる。委員長は委員会を代表し、会務を掌理する。
- (3) 副委員長は水道管理課副課長をもって充てる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは職務を代理する。
- (4) 委員は別表1に掲げる課・場・所のうちから、それぞれの所属長が推薦する者により構成する。
- (5) 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の出席を求めることができる。

(審議事項)

第4条 委員会は水安全計画が定める次の事項を審議する。

- (1) 各浄水場における妥当性の確認と実施状況の検証に関すること。
- (2) 全体版のレビューに関すること。
- (3) 水安全計画の改善に関すること。

(ワーキンググループ)

第5条 チームに次のとおりワーキンググループを置き、委員会の審議事項に関し必要な事項について調査・検討を行う。

- (1) ワーキンググループは、リーダー、サブリーダー及びメンバーにより組織する。
- (2) リーダーには水道管理課副課長をもって充てる。
- (3) サブリーダーには水道管理課主幹(水質担当)をもって充てる。
- (4) メンバーは別表2に掲げる課・場・所の職員のうちから、それぞれの所属長が推薦する者により構成する。

(庶務)

第6条 委員会及びワーキンググループの事務は、水道管理課水質担当が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、令和4年4月7日から施行する。

なお、平成27年4月7日付け水道部長決裁「水安全計画推進委員会設置要綱」は、廃止する。

別表1

委員会の構成

所 属 名	職名	人数
水道管理課（委員長）	課長	1名
水道管理課（副委員長）	副課長	1名
水道企画課	副課長	1名
大久保浄水場	副場長	1名
庄和浄水場	副場長	1名
行田浄水場	副場長	1名
新三郷浄水場	副場長	1名
吉見浄水場	副場長	1名
水質管理センター	副所長	1名

別表2

ワーキンググループの構成

所 属 名	担当	人数
水道管理課（リーダー）	副課長	1名
水道管理課（サブリーダー）	水質担当主幹	1名
水道企画課	施設計画担当	1名
水道管理課	施設管理担当	1名
大久保浄水場	技術担当	1名
大久保浄水場	水質担当	1名
庄和浄水場	技術担当	1名
庄和浄水場	水質担当	1名
行田浄水場	技術担当	1名
行田浄水場	水質担当	1名
新三郷浄水場	技術担当	1名
新三郷浄水場	水質担当	1名
吉見浄水場	技術担当	1名
吉見浄水場	水質担当	1名
水質管理センター	監視・支援担当	1名
水質管理センター	検査担当	1名